

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成21年1月23日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員 (m)	延長 (m)
県道	新潟寺泊線	新潟市西区鳥原字前川原 622 番 3 地先から 新潟市西区黒鳥字深潟 4060 番 1 地先まで	前A	5.5～31.0	4,210.8
			前B	12.2～51.6	3,424.3
			後A	5.5～51.0	4,253.8
			後B	12.2～51.6	3,424.3

備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。